

つみたてNISA購入サービス取引規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、毎月、お客様からあらかじめご指定された日（以下「振替日」といいます）にお客様がご指定された投資信託受益権（以下「指定ファンド」といいます）を、租税特別措置法で定める非課税口座内の累積投資勘定（以下「累積投資勘定」といいます）、または、租税特別措置法で定める非課税口座内の特定累積投資勘定（以下「特定累積投資勘定」といいます）で、一定金額ずつ購入し続ける取引（以下「本取引」といいます）にかかる手続き等を規定するものです。

(本取引の申込みと成立)

第2条 お客様は当行所定の方法により、本取引を申し込み、当行が承諾した場合に限り本取引を開始するものとし、購入開始時期につきましては「投資信託定時定額購入サービスご契約のご案内」にてお客様にお知らせいたします。

なお、本取引と同時に累積投資勘定または特定累積投資勘定をお申込みし、累積投資勘定または特定累積投資勘定が開設とならなかった場合、本取引は不成立となります。

(本取引の終了の申込)

第3条 本取引の終了の申込みは、当行所定の方法により前回振替日の翌営業日から終了を希望する振替日の2営業日前まで(1度も振替日を迎えていない場合は、初回振替日の2営業日前まで)の間にお申込みください。

(本取引の変更の申込)

第4条 本取引の変更の申込みは、当行所定の方法により、前回振替日の翌営業日から変更を希望する振替日の2営業日前まで(1度も振替日を迎えていない場合は、初回振替日の2営業日前まで)の間にお申込みください。

なお、指定ファンド、振替最終月の変更はできません（本取引の終了のお申込が必要となります）。

(指定ファンド)

第5条 指定ファンドは、当行が定めるファンド（以下、「つみたてNISA(つみたて投資枠)対象ファンド）」に限ります。

(購入代金及び支払方法)

第6条 購入代金は、当行所定の方法によりご指定された一定の金額とします。但し、購入代金は1,000円以上とし、全ての本取引における購入代金の年間合計額は、2023年までは40万円、2024年以降は120万円を超えることはできません（なお、年間合計額は、ご指定頂いた毎月の振替金額×12（増額月の指定がある場合それを加えた額）で計算します）。

2 購入代金は、振替日にあらかじめ指定された預金口座より口座振替にて引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しのいずれにもよらずに行います。

ただし、振替日の午前6時頃に、あらかじめ指定された預金口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）が購入代金に満たない場合（総合口座の場合は貸越金が発生または増加する場合は、購入いたしません（再引落はいたしません））。

- 3 振替日が目論見書に記載の購入申込みを受付けしない日に該当する場合は、それ以降、当行営業日で最初に受付可能となる日を振替日とします。
- 4 災害、事変その他不可抗力により指定ファンドの買付けができない場合は当該月の振替を行わないものとします。

(購入方法及び所有権の移転)

第7条 当行は、お客様の購入代金に応じ、振替日を取得申込日として所定の価額にて指定ファンドを購入し続けるものとします。

なお、第3条に定める方法以外では本取引期間内の購入の終了はできません。

- 2 指定ファンドの所有権は購入と同時にお客様に移転します。
- 3 指定ファンドは累積投資勘定または特定累積投資勘定で購入いたします。但し、累積投資勘定または特定口座累積投資勘定の年間非課税枠を超過する場合、または、特定累積投資勘定の非課税保有限度額を超過する場合、超過分について課税口座（特定口座または一般口座）で購入いたします。また、12月分の購入で、受渡日が翌年となる場合、翌年分の特定累積投資勘定での購入（翌年分の特定累積投資勘定が存在しない時は課税口座での購入）となります。

(取引及び残高の通知)

第8条 当行は本取引に基づくお客様への取引明細及び残高明細の通知を取引残高報告書により行うものとします。なお、本取引にかかる信託報酬額の通知が発行された場合には、これを別途送付いたします。

(本取引終了時の投資信託受益権の取扱い)

第9条 第3条に定めるとおり、お客様より、終了を希望する振替日の2営業日前までに当行所定の方法によりお申込みいただくことにより、本取引は終了します。お客様が購入された投資信託受益権は別に定める「投資信託累積投資約款」及び「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき引き続き投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録します。

(本取引の解約)

第10条 本取引は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ② 本取引にかかる指定ファンドが償還されたとき
- ③ 本取引にかかる指定ファンドが「つみたてNISA(つみたて投資枠)対象ファンド」でなくなったとき
- ④ 累積投資勘定、2024年以降は特定累積投資勘定が廃止されたとき
- ⑤ 非課税口座の勘定種類が累積投資勘定から非課税管理勘定へ変更されたとき(2023年12月まで)

(規定の変更)

第11条 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容

であるときに、本規定を変更することができます。

- 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとしします。

(その他規定・約款の適用)

第12条 この規定に定めのない事項については、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「投資信託累積投資約款」、及び「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」等により取り扱います。

以 上